

すぐわかる合議制Q&A



Q：相模原・座間地域を管轄する裁判所（相模原支部）に合議制が採用されていないと聞きましたが、合議制の意味を教えてください。

A：合議制とは、3名の裁判官の協議によって事件を審理する体制をいいます。
1人の裁判官が審理する単独事件と区別されます。



Q：合議制にはこういったメリットがありますか？

A：合議制では3名の裁判官による協議で判断されるため、1名の裁判官による裁判よりも、より慎重かつ迅速に判断を受けることが期待できます。最高裁長官も、平成28年の新年の挨拶で、民事裁判の質を向上させる手段として合議体による審理を充実させることを挙げています。



Q：合議制の裁判は、どういうときに必要となるのですか？

A：医療過誤や建築紛争のような判断の難しい民事事件、殺人・放火など重い刑罰を科す刑事事件、被疑者の身体を拘束する決定（勾留決定）に対する不服申立（準抗告）の判断などです。



Q：合議制の裁判が行われていない裁判所は多いのですか？

A：神奈川県内の地方裁判所・支部（横浜、川崎、小田原、横須賀、相模原）のうち、合議制の裁判が行われていないのは相模原支部だけです。
また、全国の政令指定都市にある裁判所の中で、合議制の裁判が行われていないのは相模原支部だけです。



Q：なぜ相模原支部に合議制を導入しようとしているのですか？

A：合議制の裁判を相模原支部で行うことができないので、重大な事件は横浜の裁判所までわざわざ行かなければならず、相模原・座間地域の住民が不便を強いられたり、場合によっては裁判を起こすことをあきらめたりしているため、このようなことを改善したいからです。



関内駅・日本大通り駅は遠いな



Q：そうすると、距離的な問題のみということでしょうか？

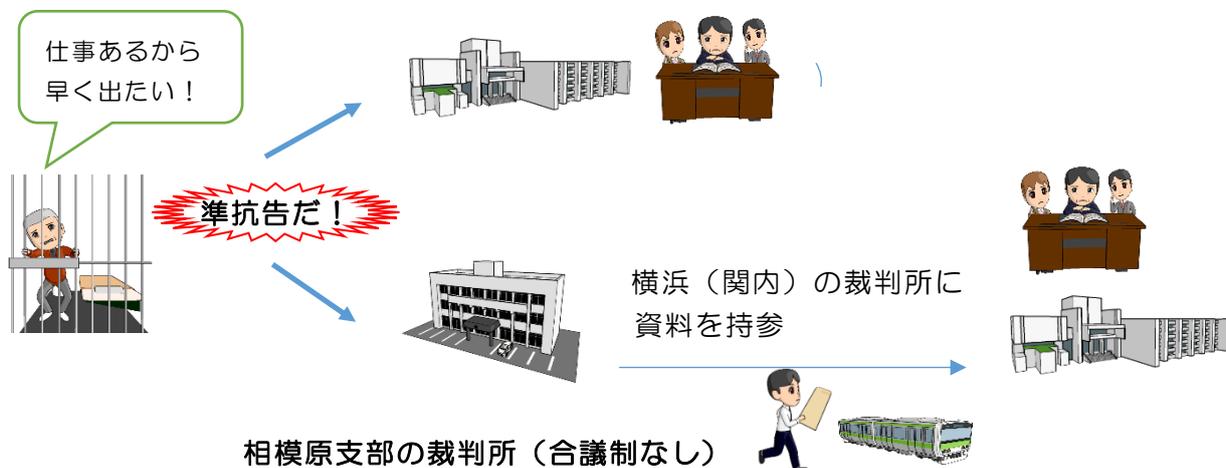
A：憲法上の問題もあります。

被疑者の身体を拘束する決定に対する不服申立（準抗告）の判断を合議制のある横浜の裁判所で行うため、裁判所職員が資料を運ぶ必要があり、その分、身体拘束が長引いて憲法上保障された権利（人身の自由）が不当に侵害されます。また、重大事件について身近な裁判所で裁判を受けられない結果、市民が裁判それ自体を諦めることになれば、裁判を受ける権利も十分に保障されません。

合議制の導入で、これらの憲法上の問題も解消されるのです。

また、合議制を扱っていることが前提の裁判員裁判や、事実上合議制を扱っている裁判所でのみ行われる労働審判も相模原支部では行われていません。

横浜・川崎・小田原・横須賀の裁判所（合議制あり）



Q：今後どうすれば合議制が実現するのでしょうか？

A：弁護士会も合議制実現の為に活動してきましたが、やはり国民・市民の声に勝るものではありません。

相模原支部という管内人口も取扱事件数も多く、政令指定都市にある裁判所に合議制がないことによって不都合が生じているという国民・市民の声を裁判所に届けていくことが実現への一番の近道だと考えています。



↓相模原市合議制解説ページ



↓相模原市合議制解説 YouTube 動画



↓Xアカウント情報



文責・お問い合わせ先：神奈川県弁護士会相模原支部
相模原市中央区富士見 6-11-17 TEL：042-751-0958